

○騒音に係る環境基準の類型の当てはめ

平成24年3月19日

都留市告示第12号

都留市長 小林義光



環境基本法(平成5年法律第91号)第十六条第二項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第二項の規定に基づき、同法第十六条第一項に規定する基準で騒音に係るもの地域の類型を当てはめる地域を次表のとおり指定する。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(同項第二号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第二号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

備考

- この表において「A」、「B」及び「C」とは、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の「第一 環境基準」において定められた地域の類型のうち「A」、「B」及び「C」に相当するものをいう。
- この表に当てはめる地域のうち、騒音に係る環境基準についての「第一 環境基準」において定められている「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - 道路法(昭和27年法律第180号)第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては四車線以上の区间に限る。)のうち都留市内の区域
 - 2(一)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第七条第一項第一号に定める自動車専用道路のうち都留市内の区域